

緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について（案）

平成 21 年 1 月 27 日

食品安全委員会事務局

1 情報提供の基本的考え方

消費者、マスコミ等の食品安全委員会に対するニーズに鑑み、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急事態等（「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ）に規定する緊急事態等のほか、「消費者の安全に関する緊急時対応基本要綱」（平成 20 年 9 月 10 日消費者安全情報総括官会議申合せ）に定義する重要事案も含む。以下同じ。）の事案に関し、速やかな情報提供に努める。

2 緊急事態等における情報提供の判断について

緊急事態等における情報提供については、（1）事態探知後の速報の提供、（2）速報提供後の詳報の提供、（3）事態の原因解明後の情報提供の 3 種類とし、それぞれの情報提供については、以下事項に関わる状況を判断して実施する。

（1）事態探知後の速報の提供

事態探知後の速報の提供方法は、①その時点で把握している科学的知見を取りまとめたハザード概要シートによる情報提供、②関係機関の当該ハザードに関連した情報（プレス発表も含め）へのリンク設定とする。また、これらの情報の食品安全委員会ホームページにおける掲載場所は、事案の性質等により、「重要なお知らせ」、「トピックス」又は「関係省庁からのお知らせ」とする。

探知した事態に対して、どのような情報提供をするかは、情報・緊急時対応課が関係課の意見を聴いて、下記の「判断項目」を A→B→C と降順で検討した結果を踏まえ、事務局長が決定する。事務局長は必要に応じ、委員、専門委員等に意見を求める。

【判断項目】

- A-1 健康被害の状況（死亡者、重篤者が発生していないか）
- A-2 健康被害の拡大の恐れ（急速に健康被害が拡大する恐れはないか）

- B-1 対象商品の流通状況（地域限定的か、広域か）
- B-2 検出濃度（ただちに健康被害が生じるような高濃度ではないか）
- B-3 対象商品の用途（事業者向けか、直接消費者向けか）
- B-4 報道状況（全国的に大きく取り上げられる可能性はないか）
- B-5 リスク管理機関の対応（管理措置強化の対応が取られているか、
危害物質についてリスク管理機関等が所有・発信する情報が充実
しているか）

- C-1 製造地域（製造地域における食品の衛生管理上懸念はないか）

※ なお、情報不足等により判断が困難な場合には、引き続き情報収集に努めた後、総合的に判断を行う。

（２）速報提供後の詳報の提供

（１）の事態探知後の速報提供後、更に詳しい情報提供（詳報）を行う際の提供方法は、①ハザード情報シート、②Q&A、③委員長談話、④健康影響等解説書、⑤評価書のいずれかもしくは、これらの適切な組み合わせとする。

詳報の提供の必要性及び上記①～⑤の方法のどのような組み合わせで情報提供を実施するかは、情報・緊急時対応課が関係課とともに、下記の A「リスクの大きさ」並びに B「国民の不安の大きさ」に属する判断項目について検討した結果を踏まえ、事務局長が委員会の指示を踏まえて判断する。

委員長が必要と認めるときは、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定。以下「実施指針」という）II 4（１）に定める委員・事務局会議を開催し、そこで提供情報の種類と組み合わせを決定する。特に、提供情報を健康影響等解説書とするか、評価書とするかの判断においては、科学的知見の充足状況を考慮し、原則として委員・事務局会議において検討し、委員会会合において決定する。

また、新聞報道や問い合わせ等で国民の不安が増大している場合、あるいは情報の内容により丁寧な解説を要する場合など、詳報の提供に併せて委員などを含めた専門家による記者ブリーフィングを実施する。

【判断項目】

A リスクの大きさ

- A-1 被害の拡大状況（健康被害が一層拡大あるいは重篤化していないか）
- A-2 回収対象製品（回収がはかどらない、回収対象製品の種類が増えるなどの状況はあるか）

B 国民の不安の大きさ

- B-1 報道状況（報道で国民の不安等が大きく取り上げられる状況が継続しているか）
- B-2 「食の安全ダイヤル」等への照会（当該事案に関する問い合わせは増えていないか（5件／日以上））
- B-3 消費者等の要請（消費者団体、業界等から情報提供の要請はあるか）

（3）事態の原因解明後の情報提供

緊急事態等が一応収束したものと判断される場合や発生原因が解明した後には、必要に応じて事案の顛末について取りまとめを行い、既存の情報に加え、補足的に情報提供を実施する。

3 その他

- （1）緊急事態の探知時点において、情報提供を行うことが犯罪を助長する恐れがある場合、またはシステムトラブル等やむを得ない事情がある場合は、その時点での情報提供を随時見合わせ、委員会と相談した上で対応を決定する。
- （2）危害要因等に関する既存の情報についても、緊急事態の発生・進捗状況に応じて掲載内容を更新するほか、情報提供の終止、ホームページ掲載場所の変更を含め適切に見直す。
- （3）前記2に基づくホームページ掲載による情報提供に当たっては、プレスリリースを実施するか否かを併せて検討するものとする。

【補足】

提供する情報の特徴並びに掲載内容は以下のとおりとする。

- ① ハザード概要シート：物質の科学的性質の基礎的な情報をA4版1～2枚に取りまとめたもの。

主な記載事項は、化学物質であれば用途や使用状況等の概要、分子式、分子量、構造式、性状、CAS 番号、微生物であれば分類、生化学的性状、病原性等の基本的事項、国内外での評価状況又は毒性、管理状況（ある場合）とする。

- ② ハザード情報シート：ファクトシートと同程度の内容とし、緊急的に作成・公表するもの。

主な記載事項は、ハザード概要シートの記載事項、実際に健康被害が生じている場合には中毒症状、中毒事例等とし、国内外の政府関係機関や国際機関の公表情報を基に、より詳細に情報提供するものとする。

- ③ 健康影響等解説書：食品安全委員会として健康影響評価は実施しないが、国際機関や諸外国が実施した評価のレビューの他、委員会としての考え方を個別の論文等も必要に応じて引用し、最新の科学的知見とともに公表するもの。

主な記載事項は、物質の概要、安全性に関する科学的知見、国際機関等の評価、我が国におけるリスク管理措置、まとめ（委員会の考え方）とする。